

2019年6月10日

格付付与方針の変更について

格付投資情報センター（R&I）は格付付与方針の定期見直しの結果、その内容の一部を変更しました。R&Iは発行体や金融商品の信用格付を付与する方針を定めた「格付付与方針」と、ファンドの運用資産に平均的な信用格付を付与する方針を定めた「格付付与方針（ファンド信用格付）」の2つの文書を公表しています。変更後の「格付付与方針」については別紙1を、変更後の「格付付与方針（ファンド信用格付）」については別紙2をご参照ください。

それぞれの変更の概要は以下の通りです。なお、2019年5月10日に公表したニュースリリース「（意見募集）格付付与方針の変更について」に対して、意見募集期限の2019年5月24日までに意見の提出はありませんでした。

なお今回の変更に伴い影響を受ける信用格付はありません。

■ 変更の概要

主な変更点は以下の通りです。

1. 「格付付与方針」

（1）信用格付の対象となる事項の区分及びその細目の変更

現状の区分にある「J-REIT」をこれを包含するより広い区分「投資法人」に修正しました。

（2）格付アクション「保留」の廃止

「保留」は資料・情報の不足やその他の状況により、信用格付の継続が困難と判断した場合に、一時的に信用格付に代替するものと定義していましたが、R&I発足以降これに該当する状況はありませんでした。R&Iはこれまで同様今後も、付与した信用格付に関する資料・情報の収集に努めます。その上で信用格付が困難になるほど資料・情報が不足する場合には信用格付を取り下げます。このような業務運営にあわせて「保留」は廃止しました。

（3）デフォルト率集計上のデフォルトの定義の記述の見直し

デフォルト率集計上のデフォルトの定義の記載を年次レポート「日本企業のデフォルト率・格付推移行列」の記載に合わせました。定義の内容に変更はありません。

（4）格付符号と定義における記述の見直し

格付方法「債務不履行状態にある発行体の発行体格付と長期個別債務格付」に記載している内容はすべて、信用格付の付与にあたり前提となる事項であるため、その内容を「発行体格付」と「長期個別債務格付」の定義の中に追加して記載しました。そのため、当該格付方法は廃止しました。

格付方法「短期格付の考え方」に記載している発行体格付と短期格付の原則的な対応関係も同じ理由により「短期格付」の定義の中に追加して記載しました。

2. 「格付付与方針（ファンド信用格付）」

上記「格付付与方針」の変更内容のうち、「格付付与方針（ファンド信用格付）」に共通する内容について変更したほか、一部の記載を簡潔な表現に修正しました。

以上

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054東京都千代田区神田錦町三丁目22番地テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

(別紙 1)

変更点 (従来の格付付与方針の文書に対して削除部分に取り消し線、挿入部分に下線を引いて表示しています。)

格付付与方針

目次

1. 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目
2. 信用状態に関する評価の前提となる事項
 - (1) 信用格付とは
 - (2) 信用格付の種類
 - (3) 格付の方向性
 - (4) レーティング・モニター
 - (5) 格付アクション
 - (6) 予備格付
 - (7) プログラムに対する信用格付
 - (8) デフォルトとは
3. 格付符号と定義 (信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準)
 - (1) 発行体格付
 - (2) 長期個別債務格付
 - (3) 短期格付
 - (4) 保険金支払能力
4. 格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法
5. 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合における当該信用格付 (非依頼格付) の付与に係る方針及び方法

1. 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目

信用格付の対象となる事項の区分を以下に示します。

区分
事業法人等
政府系機関等
地方自治体
ソブリン等
ストラクチャードファイナンス商品
J-REIT 投資法人

2. 信用状態に関する評価の前提となる事項

以下の（1）から（8）までは、いずれの区分においても共通です。

（1）信用格付とは

R&Iの信用格付とは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。

R&Iでは、個々の債務に対して信用格付を付与するに当たり、まず発行体が経営破綻に陥るなど債務不履行となる可能性（デフォルトリスク）を分析し、次いで債務不履行時の損失の可能性（回収リスク）を判断します。

R&Iにおける信用力の評価では、デフォルトリスクの分析が根幹をなします。この評価は、発行体が負うすべての金融債務についての支払い能力を見極めることを目的としており、この段階での信用格付を「発行体格付」といいます。個々の債務の信用格付は、発行体格付を基本としており、同一の発行体の債務は通常、発行体格付と同じ符号となります。ただし、債務によっては担保が設定されていたり、財務上の特約や劣後特約が付されている場合などがあるため、個々の債務ごとに回収リスク等を評価し、必要な場合は符号に反映します。そのため、同じ発行体の債務であっても、発行体格付とは異なる符号を個々の債務に付与することがあります。この段階での信用格付を「長期個別債務格付」といいます。

なお、R&Iは信用格付によって、信用リスク以外のリスク（個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。

信用格付は、信用格付の種類に応じた符号で示され、レーティング・モニター、格付の方向性を提示することもあります。

(2) 信用格付の種類

R&Iの信用格付には、以下の4種類があります。それぞれの意味と定義は「3.格付符号と定義」で示します。なお、ソブリン等には外貨建発行体格付と自国通貨建発行体格付があります。

発行体格付
長期個別債務格付
保険金支払能力
短期格付

(3) 格付の方向性

「格付の方向性」は、発行体格付および保険金支払能力の中期的な方向性についてのR&Iの意見です。「格付の方向性」には、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「安定的」および「方向性未定」があります。

「格付の方向性」を「ポジティブ」あるいは「ネガティブ」としても、符号の変更を予告するものではありません。「ポジティブ」、「ネガティブ」のいずれでもない場合「安定的」としますが、状況によっては、「格付の方向性」の変更なしに符号を変更することがあります。また、ポジティブ、ネガティブ、安定的のいずれの可能性もある場合、限定的に「方向性未定」とすることがあります。

発行体格付または保険金支払能力が「CCC格」以下では、「格付の方向性」を付与しない場合があります。また「レーティング・モニター指定」から「レーティング・モニター解除」までの期間は、「格付の方向性」は示しません。

(4) レーティング・モニター

レーティング・モニターは、符号を変更する可能性があることR&Iが判断し、臨時に符号の見直しを実施していることを示すものです。レーティング・モニターには「格上げ方向」、「格下げ方向」および「方向は未定」があります。レーティング・モニターの対象として見直しを実施している期間は、符号に()をつけて表示します。なお、信用力に影響を与える可能性がある事象が生じていることを表すため、符号変更の可能性の有無にかかわらず、レーティング・モニター（方向は未定）を用いることがあります。

該当する事例として、合併、買収、資本参加など、経営に重大な影響を与える事象の発生や、業績の急変、事業環境の無視できない変化などがあります。見直しに要する期間は、通常短期間ですが、レーティング・モニターに指定した理由によっては、比較的長期間にわたることもあります。

格上げ方向：格上げの可能性あることを示します。

格下げ方向：格下げの可能性あることを示します。

方向は未定：格上げ、格下げのいずれの可能性もあることを示します。

(5) 格付アクション

R&Iの格付アクションを以下に示します。

1) 符号の新規付与：

初めて符号を付与することを示します。

2) 符号の変更：

符号を変更することを示します。

3) 符号の維持：

信用格付を見直した結果、これまでと同じ符号を付与することを示します。

4) レーティング・モニターの指定：

レーティング・モニターの対象にすることを示します。

5) レーティング・モニターの継続：

引き続きレーティング・モニターの対象とすることを示します。

6) レーティング・モニターの解除：

レーティング・モニターの対象でなくなったことを示します。

7) 格付の方向性の変更：

格付の方向性を変更することを示します。

8) ~~保留：~~

~~資料・情報の不足やその他の状況により、信用格付の継続が困難と判断した場合に、一時的に信用格付に代替するもので、信用格付を保留していることを示します。~~

9) ~~取り下げ：~~

~~資料・情報の不足やその他の状況により、信用格付の継続が困難と判断し、かつその状況が解消する見通しがたたない場合、または手続きに則って発行体から申し出があり、その申し出をR&Iが了承した場合に、信用格付を取り下げることが示されます。~~

~~なお、債務の満期、繰上償還等により対象債務が消滅した場合は信用格付も消滅します。~~

なお、R&Iは投資家への情報提供として、格付アクションを伴わない場合においてもR&Iの意見を公表することがあります。

(6) 予備格付

予備格付は、個別債務の最終的な条件が決定されていない段階で予備的な信用格付が必要となる場合に、付与する評価です。個別債務の最終的な契約内容等によっては、予備格付とは異なる信用格付が付与されることがあります。予備格付を付与した格付対象の条件が決定し、信用格付を付与した場合（本格付と呼ぶことがあります）、予備格付は消滅します。

(7) プログラムに対する信用格付

事前に発行の大枠に関する法的書類等（プログラム）を合意しておき、個々の金融商品を発行する時点で、金融商品の発行条件（発行通貨、発行金額、償還日、利率等）を決定することにより、機動的な資金調達を可能にするための取り組みがなされています。R&I はこのようなプログラムに対して信用格付を付与することがあります。

プログラムに対する信用格付の位置付けは、プログラムのもとで発行される金融商品の信用力に差異が生じるか否かによって異なります。プログラムのもとで発行される個々の金融商品間で信用力に差異が生じない場合には、プログラムに対する信用格付は個々の金融商品の信用力を表象します。個々の金融商品間で信用力に差異が生じる場合には、プログラムに対する信用格付は一定の発行条件のもとで発行される金融商品の信用力を表象します。プログラムに対する信用格付には、長期個別債務格付又は短期格付の格付符号と定義を用います。

R&I が信用格付を付与するプログラムには、主に海外の制度に基づき設定される MTN (Medium Term Note) プログラム、本邦市場における CP (Commercial Paper) プログラム、ストラクチャードファイナンス商品のプログラム等があります。

1) MTN プログラム

MTN プログラムは、機動的な資金調達を企図するとともに、個々の金融商品における発行条件の柔軟性を確保するために、様々な金融商品の発行条件の設定方法が用意されています。そのため、個々の金融商品の発行条件の設定によっては、個々の金融商品間で信用力に差異が生じることがあります。なお、発行条件の設定によっては、R&I では信用力を評価できないことがあります。

個々の金融商品に対する支払請求権（シニア、劣後等）があらかじめ特定されている MTN プログラムに対する信用格付は、その請求権をもつ一般的な債務の信用力を表象します。個々の金融商品に対する支払請求権があらかじめ特定されていない MTN プログラムに対する信用格付は、信用格付の付与時に R&I が特定する請求権をもつ一般的な債務の信用力を表象します。なお、「一般的な債務」とは、特定した請求権に一般的に付随する支払条件のほかに特別な支払条件（クレジットリンク特約、インデックスリンク特約、利息繰延条項等）が付いていない債務をいいます。

2) 本邦市場における CP プログラム

CP プログラムは、機動的な資金調達を企図したものです。CP と呼ばれるものには、手形法上の約束手形、「社債、株式等の振替に関する法律」上の短期社債がありますが、本邦における CP は単純な支払い約束を想定した取引慣行が一般的です。R&I は本邦市場における CP プログラムのもとで発行される個々の CP 間の信用力には基本的に差異は生じないと考えています。CP プログラムの信用格付は、同プログラムのもとで発行される個々の CP の契約に特別な条件

がない限り、個々の CP の信用力を表象します。

3) ストラクチャードファイナンス商品のプログラム

ストラクチャードファイナンスにおいて、同一の格付関係者がプログラムを用いて金融商品を反復継続して発行することがあります。R&I では、当該プログラムから発行される個々の金融商品間の信用力に差異が生じないように一定の条件が付されたプログラムに対してのみ、プログラムに対する信用格付を付与することがあります。ストラクチャードファイナンス商品のプログラムに対する信用格付は、同プログラムのもとで発行される個々の金融商品の信用力を表象します。

なお、プログラムに対する信用格付とは別に、格付関係者の依頼等により、プログラムのもとで発行される個々の金融商品に対して信用格付を付与することがあります。

(8) デフォルトとは

デフォルトとは、金融債務が約定通りに履行されない状態をいいます。発行体格付については、発行体のすべての金融債務が不履行に陥っていると R&I が判断する場合、「D」の符号を付与します。

~~R&I が定期的実施する信用格付とデフォルトの関係の検証においては、上記をデフォルトとして集計するほか、「債権者に著しく不利益となるような債務の条件変更の要請もしくは実施」の事象もデフォルトに加えて集計します。~~

R&Iが定期的実施する発行体格付とデフォルトの関係の検証においては、下記の事象が生じた発行体をデフォルトとして集計します。

1) 法的破綻

2) 金融債務の支払不履行

3) 債権者に著しく不利益となるような債務の条件変更の要請もしくは実施

ストラクチャードファイナンス商品は、債務不履行に陥らないように、または債務不履行によって法的整理に至らないように設計するのが一般的であるため、「金融債務が債務不履行に陥っている」という事象をデフォルトとして扱うのは適切ではありません。ストラクチャードファイナンス商品のデフォルトは、「債務不履行」ではなく「支払い不足」という考え方に基づいています。支払い不足とは、商品で約束された支払いに関して不足が生じ、当該不足の解消の見込みがなく、当該不足の度合いが軽微でない状態をいいます。

ストラクチャードファイナンス商品については、「支払い不足」の状態になった商品の他、CC 格以下の符号が付与された商品は将来支払い不足になる懸念が極めて強いため、デフォルトとして集計します。

3. 格付符号と定義（信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準）

格付符号と定義はいずれの区分においても共通です。

(1) 発行体格付

発行体格付は、発行体が負うすべての金融債務についての総合的な債務履行能力に対する R&I の意見です。発行体格付は、原則としてすべての発行体に付与します。

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	信用力に重大な問題があり、金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
CC	発行体のすべての金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
D	発行体のすべての金融債務が不履行に陥っているとR&Iが判断する格付。

「プラス（+）、マイナス（-）表示」

AA格からCCC格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。プラス、マイナスも符号の一部です。

発行体のすべての金融債務が不履行に陥っていると R&I が判断する場合、発行体格付を D とします。
一部の債務のみが不履行に陥っていると R&I が判断する場合は、発行体格付を D とせず、実態を踏まえて評価します。

(2) 長期個別債務格付

長期個別債務格付は、個々の債務等が約定通りに履行される確実性についての R&I の意見です。長期個別債務格付は、債務不履行となる可能性に加えて回収の可能性（債務不履行時の損失の可能性）も評価します。そのため、発行体格付を下回る、または上回ることがあります。

なお、格付対象がMTNプログラムや発行登録の場合も長期個別債務格付の定義を使用します。

ストラクチャードファイナンス商品の符号の定義は、CCC、CC、C にある「債務不履行」に「支払い不足」を含みます。

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

「プラス（+）、マイナス（-）表示」

AA格からCCC格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。なお、CC格では、契約の内容や回収の可能性などを反映し、長期個別債務格付を発行体格付と異なる符号にする場合、プラス、マイナスを付けることがあります。プラス、マイナスも符号の一部です。

なお、R&Iは債務不履行時の回収の程度を通常は20%～70%と想定しています。債務不履行に陥っている債務の格付は、原則として回収率の目安に応じ、下表の通りとします。ただし短期間に全額回収できると判断する場合は、B-とすることがあります。

	回収率の目安
CCC	70%～
CC	20%～70%
C	～20%

発行体の一部の債務のみが不履行に陥っているとR&Iが判断する場合において、債務不履行に陥っていない債務については発行体格付をベースに回収リスク等を評価します。

(3) 短期格付

短期格付は、短期の金融債務が約定通りに履行される確実性についての R&I の意見です。短期格付は、コマーシャルペーパーなどの短期プログラムや短期金融債務の支払能力などに付与します。短期格付では短期の金融債務が約定通りに履行される確実性を評価し、債務不履行時の損失の可能性は反映していません。

符号	定義
a-1	短期債務履行の確実性は高い。
a-2	短期債務履行の確実性は高いが、上位の格付に比べると、注意すべき要素がある。
a-3	短期債務履行の確実性は当面問題ないが、環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
b	短期債務履行の確実性はa格と同等ではなく、注意すべき要素がある。
c	最低位の格付で、債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。

「プラス (+) 表示」

a-1に属するもののうち、短期債務履行の確実性が特に高いものにプラスの表示を使用することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I では、発行体格付と短期格付の原則的な対応関係を、下の図表のように考えています。

【変更後の格付付与方針では下図を挿入しました】

発行体格付と短期格付の対応関係

発行体格付	短期格付	
AAA		
AA+	a-1+	
AA		
AA-		
A+	a-1	
A		
A-		
BBB+	a-2	
BBB		
BBB-		
BB+	a-3	
BB		
BB-		
B+	b	
B		
B-		
CCC+	c	
CCC		
CCC-		
CC		
D		

注) 上記は原則的な対応関係を示したものです。

(4) 保険金支払能力

保険金支払能力に対する信用格付は、保険会社の保険債務が約定通りに履行される確実性についてのR&Iの意見です。個々の保険契約に関する意見ではありません。

符号	定義
AAA	保険金支払能力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。
A	保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	保険金支払能力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	保険金支払能力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	保険金支払能力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	保険金支払不能に陥っているか、またはその懸念が強い。支払不能に陥った保険金は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	保険金支払不能に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。支払不能に陥った保険金は回収がある程度しか見込めない。
C	保険金支払不能に陥っており、保険金の回収もほとんど見込めない。

「プラス (+)、マイナス (-) 表示」

AA格からCCC格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。プラス、マイナスも符号の一部です。

* 添え字

‘op’

~~R&I は格付関係者の依頼によらず、R&I の判断で信用格付を付与することがあります。依頼に基づく信用格付と同じ符号を用いますが、依頼に基づく信用格付と区別するために、ソブリン等に付与したものを除き、非依頼の信用格付を示す添え字として符号の末尾に‘op’を付します。~~

* その他

- ・「格」とは、プラス、マイナスを捨象した符号のゾーンを示します。
- ・「ノッチ」とは、プラス、マイナスを含めた符号の刻みを示します。

4. 格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法

付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に、当該信用格付の付与に当たり R&I が利用した主要な情報に関し、あらかじめ格付関係者が事実誤認の有無を確認することが可能となるようにしています。R&I は、当該信用格付を公表する前に、格付関係者が事実誤認の有無に関して意見を述べるのに必要な合理的な時間を確保します。ただし、信用格付の公表が不合理に遅れる可能性がある場合は、付与した信用格付を遅滞なく公表しなければならないとの法令の定めに従い、事実誤認の有無の回答を待つことなく公表を行う場合があります。

~~発行体格付を新たに付与する場合など、事実誤認の有無についての確認に時間を要する場合には、時間を要する理由を考慮しつつ、早期に信用格付を公表するよう努めています。~~

5. 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合における当該信用格付（非依頼格付）の付与に係る方針及び方法

R&I は格付関係者の依頼によらず、R&I の判断で信用格付を付与することがあります。依頼に基づく信用格付と同じ符号を用いますが、依頼に基づく信用格付と区別するために、ソブリン等に付与したものを除き、非依頼格付を示す添え字として符号の末尾に‘op’を付します。

依頼に基づく信用格付を付与した場合は、非依頼格付を取り下げます。また、R&I の判断で当該非依頼格付を取り下げることもあります。

~~2013年2月1日~~ 2019年6月10日

R&I が格付対象の評価に用いる格付付与方針及び格付方法（以下「格付付与方針等」と総称します）は、R&I が独自の分析、研究等に基づいて作成した R&I の意見にすぎず、R&I は、格付付与方針等の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、R&I は、格付付与方針等の開示によって、いずれかの者の投資判断や財務等に関する助言を行い、又は投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、格付付与方針等の内容、使用等に関して使用者その他の第三者に発生する損害等につき、請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、何ら責任を負いません。格付付与方針等に関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、格付付与方針等の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

(別紙 2)

変更点 (従来の格付付与方針の文書に対して削除部分に取り消し線、挿入部分に下線を引いて表示しています。)

格付付与方針（ファンド信用格付）

1. ファンド信用格付の対象となる事項の区分及びその細目

ファンド信用格付の対象となる事項の区分を以下に示します。

区分
ファンドの運用資産

2. 信用状態に関する評価の前提となる事項

(1) ファンド信用格付とは

R&Iのファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見です。

ファンド信用格付の主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオであり、その評価は運用資産の平均的な信用力に対する意見です。この評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付が示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。

ファンドの管理・運用体制の評価は主として信用評価以外の事項を勘案しており、R&Iでは関連業務として信用格付業以外の業務として行っております。管理・運用体制の評価の結果は、格付付与の可否判断のみに用いられ、ファンド信用格付の符号の水準に影響しません。格付付与後において当該評価は、ファンド信用格付の可否判断の前提であることから、適切なモニタリングを関連業務として行っています。なお、関連業務であるファンドの管理・運用体制の評価は、運用プロセスやリスク管理等の視点から行われます。

~~関連業務であるファンドの管理・運用体制の評価は、以下の視点からなされます。~~

■~~ファンドの管理・運用体制の評価の視点（関連業務）~~

視点	項目
商品概要	商品概要
運用プロセス	運用体制
	運用方針
	流動性の確保
資産管理	分別管理
リスク管理体制	運用部門におけるリスク管理体制
	リスク管理部門におけるリスク管理体制
コンプライアンス体制	コンプライアンス体制

なお、R&Iはファンド信用格付によって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。

ファンド信用格付は符号で示され、レーティング・モニターを提示することもあります。

(2) レーティング・モニター

レーティング・モニターは、符号を変更する可能性があるとしてR&Iが判断し、臨時に符号の見直しを実施していることを示すものです。ファンド信用格付のレーティング・モニターでは、符号の方向は示しません。レーティング・モニターの対象として見直しを実施している期間は、符号に（ ）をつけて表示します。

見直しに要する期間は、通常短期間ですが、レーティング・モニターに指定した理由によっては、比較的長期間にわたることもあります。

(3) 格付アクション

R&Iのファンド信用格付の格付アクションを以下に示します。

1) 符号の新規付与：

初めて符号を付与することを示します。

2) 符号の変更：

符号を変更することを示します。

3) 符号の維持：

信用格付を見直した結果、これまでと同じ符号を付与することを示します。

4) レーティング・モニターの指定：

レーティング・モニターの対象にすることを示します。

5) レーティング・モニターの継続：

引き続きレーティング・モニターの対象とすることを示します。

6) レーティング・モニターの解除：

レーティング・モニターの対象でなくなったことを示します。

7) 保留：

~~資料・情報の不足やその他の状況により、ファンド信用格付の継続が困難と判断した場合に、一時的にファンド信用格付に代替するもので、ファンド信用格付を保留していることを示します。~~

8) 取り下げ：

資料・情報の不足やその他の状況により、ファンド信用格付の継続が困難と判断し、かつその状況が解消する見通しがたたない場合、または手続きに則ってファンド信用格付の依頼者から申し出があり、その申し出をR&Iが了承した場合に、ファンド信用格付を取り下げることが示されます。

なお、格付付与の対象が消滅した場合はファンド信用格付も消滅します。

なお、R&Iは投資家への情報提供として、格付アクションを伴わない場合においてもR&Iの意見を公表することがあります。

(4) 予備格付

予備格付は、ファンドが発行されていない段階で予備的なファンド信用格付が必要となる場合に、付与する評価です。最終的に発行されたファンドの内容等によっては、予備格付とは異なるファンド信用格付が付されることがあります。予備格付を付与した格付対象の条件が決定し、ファンド信用格付を付与した場合（本格付と呼ぶことがあります）、予備格付は消滅します。

(5) デフォルトとは

ファンドは、基本的にその性質上投資収益率が増減する商品であって、一定の支払いを約束している商品ではないことから、ファンドの発行者が履行すべき金銭債務を特定できません。したがって、債務が約定通り履行されない事象（デフォルト）を定義することは適当ではありません。

3. 格付符号と定義（信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準）

ファンド信用格付の符号水準は、運用資産の平均格付を示すものであり、格付付与の前提となるファンドの管理・運用体制の評価を示すものではありません。

符号	符号の定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

「プラス（+）、マイナス（-）表示」

AAfc格からCCCfc格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。プラス、マイナスも符号の一部です。

* その他

- ・「格」とは、プラス、マイナスを捨象した符号のゾーンを示します。
- ・「ノッチ」とは、プラス、マイナスを含めた符号の刻みを示します。

4. 格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法

付与したファンド信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に、当該ファンド信用格付の付与に当たりR&Iが利用した主要な情報に関し、あらかじめ格付関係者が事実誤認の有無を確認することが可能となるようにしています。R&Iは、当該ファンド信用格付を公表する前に、格付関係者が事実誤認の有無に関して意見を述べるのに必要な合理的な時間を確保します。ただし、ファンド信用格付の公表が不合理に遅れる可能性がある場合は、付与したファンド信用格付を遅滞なく公表しなければならないとの法令の定めに従い、事実誤認の有無の回答を待つことなく公表を行う場合があります。

~~ファンド信用格付を新たに付与する場合など、事実誤認の有無についての確認に時間を要する場合には、時間を要する理由を考慮しつつ、早期にファンド信用格付を公表するよう努めています。~~

5. 格付関係者の依頼によらずファンド信用格付の付与を行う場合における当該ファンド信用格付（非依頼格付）の付与に係る方針及び方法

R&Iは格付関係者の依頼によらず、R&Iの判断でファンド信用格付を付与することはありません。

2011年11月1日-2019年6月10日

R&Iが格付対象の評価に用いる格付付与方針（ファンド信用格付）及び格付方法（以下「格付付与方針等」と総称します）は、R&Iが独自の分析、研究等に基づいて作成したR&Iの意見にすぎず、R&Iは、格付付与方針等の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、R&Iは、格付付与方針等の開示によって、いずれかの者の投資判断や財務等に関する助言を行い、又は投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、格付付与方針等の内容、使用等に関して使用者その他の第三者に発生する損害等につき、請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、何ら責任を負いません。格付付与方針等に関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、格付付与方針等の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。